

参議院在外同胞引揚問題に関する特別委員会會議録第四号

昭和二十六年十一月十日(土曜日)午前
十時三十七分開会

出席者は左の通り。

委員長 長島 銀藏君
理事 森崎 隆君
高良 とも君
紅露 みつ君
千田 正君

委員

大谷 肇潤君
木村 守江君
玉柳 實君
宮本 邦彦君
内村 清次君
カニエ 邦彦君
片岡 文重君
杉山 昌作君
木内キヤウ君

政府委員

大蔵政務次官 西川 湛五郎君
大蔵省主税
局理財局長 石田 正君

本日の會議に付した事件

○委員長の報告
○在外公館等借入金の返済の実施に關する法律案(内閣送付)

○証人喚問に關する件

○委員長(長島銀藏君) 大要お待たせいたしました。只今より在外同胞引揚に關する特別委員会を開催いたします。九日の日に委員長と、それから紅露理事とが御一緒にシールポルト外務局長を訪問いたしました。その結果を只

今より委員長から御報告申し上げたいと思ひます。

昨日の十一時半というお約束でシールポルト外務局長にお目にかかつたのであります。シールポルト局長は十二時十五分頃まで約四十五分間に亘りまして非常に厚意のある御態度で我々の申入れを御聴取下さつたのであります。速記を止めて下さい。

(速記中止)

○委員長(長島銀藏君) 速記を始め

○千田正君 私に渡米いたしました委員長の重責を十分に全うすることができませんでしたことを非常に遺憾に存する次第であります。国会を代表いたしまして、漁業関係の日米間の交流という立場から参りましたのであります。又引揚の特別の委員長といたしましてアメリカにおきましても十分に國務省その他いろいろ意見を交換して、又懇請する点は懇請して参つたわけでありまして。その点につきましてはいずれも改めて後日申し上げる次第でございます。長い期間私の留守中現委員長の並びに各位におかれましてはこの委員会の運営に終始誠意を以て當られたという点に對しまして私から厚く御礼を申し上げると同時に誠に至らなかつたことをお詫言申し上げる次第であります。以上。(拍手)

○委員長(長島銀藏君) それでは只今から在外公館等借入金返済の実施に關する法律案、この提案理由の御説明をお願いいたします。西川大蔵政務次

官に一つお願いいたします。

○政府委員(西川湛五郎君) 只今議題となりました在外公館等借入金返済の実施に關する法律案の理由を御説明申し上げます。

在外公館等借入金につきましては、在外公館等借入金整理準備審査会法に基きまして、政府は、鋭意在外公館等借入金金の確認事務を進めて参つておりますが、これが返済につきましては、先に制定されました在外公館等借入金返済の準備に關する法律に基きまして、借入金を表示する現地通貨の評價基準、返済の方法その他借入金返済の実施に關する事項を定める必要があらりますので、先般の第十一国会にこれに關する法律案を提出したのであります。會期中に審議を終るに至りませんでしたので、今回重ねてこの法律案を提出いたしました次第であります。

次に、この法律案につきましても概要を申し上げます。

第一は、外務大臣が国の債務として承認した借入金の返済の請求権者に対しては、本邦通貨を以てこれを返済することとしたのであります。

第二は、右の返済金額につきましても、在外公館等借入金評價審査会の答申に基きまして決定いたしました別表の在外公館等借入金換算率によりまして現地通貨表示金額を本邦通貨に換算いたしました金額の三割増としたのであります。更に在外公館等借入金の返済の準備に關する法律第二條に規定されているところに従ひまして、国

民負担の衡平の見地から、返済金額が同一人につきまして五万円を超えるときは、これを五万円とすることにいたしましたのであります。

第三は、借入金の返済に必要な金額は、毎會計年度、予算の定めるところによりまして、一般會計から國債整理基金特別會計に繰入れ、これを通じて支払を行うこととしたのであります。

その他返済に關する事務の一部の日本銀行への委託、返済手続の細目等によりまして規定いたしました次第でございます。

以上がこの法律案を提出した理由及びその内容の概要でございます。何とぞ速かに御審議の上よろしくお願い申し上げます。

○委員長(長島銀藏君) 次に在外公館等借入金返済の実施に關する法律案、このものの逐條説明をお願いいたします。石田理財局長と上田外債課長とお二人が今日はおいででございます。取りあへず石田理財局長からお願ひしたいと思います。

○政府委員(石田正君) 只今御審議をお願いするところの法律案につきましても逐條的に一應御説明を申し上げます。御承知の通りこの問題につきましてもはすでに二つの法律が出ておるのでございまして、第一は在外公館等借入金整理準備審査会法でございます。この法律におきましては、終戦の際におきまして、在外公館、或いは邦人の自治団体、或いはそれに準ずるような団体

が、引揚費でありますとか、救済費でありますとか、その他これに準ずる経費に充てるため、国が返済するという條件の下に、在留邦人のかたゝから借入れました資金につきまして、その現地通貨におけるところの借入金を将来返済すべき国の債務として確認するという事務を外務省のほうにおいて行うということが骨子に相成つておるわけでございます。この承認をいたします場合には、将来どういふそれが国の債務として内容を具体的に持ち、又どういふ状況、條件において支払をするかということにつきましても、法律によつてこれを定め、又予算の範囲内においてこれをきめると、こういうふうな相成つておるわけでございます。その法律に引續きまして、

在外公館等借入金返済の準備に關する法律といふものがございまして、この法律におきましては、今申し上げましたような在外公館等借入金整理準備審査会法によりまして、承認いたしました現地通貨額の借入金の返済を行うにつきましても、そういう現地通貨の評價基準であるとか、或いは返済の方法、その他借入金の返済に關しまして必要な事項を定めるところの基準と、返済いたしますることについて必要な法律案をこの法律の次の国会において提出しなければならぬというものが第一でございます。それから第二といつたしまして、この借入金の返済方法は、國民負担の衡平の見地から、公正且つ妥當な基準に基いて定めなければならぬと

いうことに相成つております。第三といたしましては、在外公館等借入金評価審議会というものを置きまして、大蔵大臣がこれに諮問をいたしまして、返済を実施いたします法律案の準備に資するために必要な現地通貨で表示する現地借入金の評価に關することを調査審議するというのが、内容と大体なつておるわけでございませう。今回の法律案におきましては、以上二つの法案におきましてこの借入金の具体的な返済の実施を定めようとしたものでございませう。

第一條に規定いたされておりますことは、本法律案の趣旨を示しておるものでございまして、在外公館等借入金の返済の実施というよりなことに關しては、この法律の定めるところによつて行かうというところを示しておるわけでございませう。それから第二條におきましては、言葉の定義をいたしておるものでありまして、この法律案におきまして、在外公館等借入金と言いますのは、先ほど御説明申し上げました在外公館等借入金整理準備基金法の規定によりまして外務大臣が国の債務として承認した借入金を言うのであるということと、その略称を示しておるわけでございませう。第三條におきましては、大蔵大臣は、国に對して借入金の返済を請求するところの權利を有するがたがたに對しまして、本邦通貨を以て借入金の返済を行うのであるというので、返済手続の問題につきまして規定しておるわけでありませう。

それから第四條は、先ほど申し上げたのでございませうが、この借入金の返済をいたしますところの借入金の具体的な内容を規定したものでございませう。借入金の金額は借入金……先ほど申しました整理準備基金法に基きまして、借入金の確認証書を外務省において発行したしておるのであります。それが、それに記載された現地通貨表示による金額をこの法律案の別表として示したところの在外公館等借入金換算率表というものをよりしまして、円に換算した金額の百分の三十、即ち三割増というものをとりまして、そして更にそれを同一人において計算いたしました金額の合計額が五万円を超えなす場合には、それを五万円といたしまして、これが円といたしまして国が返すべきところの借入金の確定の内容であるというところを示しておるものでございませう。それから第五條におきましては、これは国庫金及び予算の關係におきまして、その整理の仕方について規定しておるものでありまして、大蔵大臣が毎會計年度予算の定めるところに従いまして、その會計年度に返済すべき借入金金額、その返済に關する準備をする經費に相當する金額を、これは一般會計から國債整理基金特別會計に繰入れませう。そして國債整理基金特別會計においてこの返済をいたすと、このことを示しておるものでございませう。それから第六條は、この事務を行うに關しては、國庫金取扱銀行、國債代行機關でありませうところの日本銀行にその事務の一部を取扱わせることができるということ、それからもう一つは、借入金の返済につきまして必要な資金につきましては、あらかじめ日本銀行に前渡いたしまして、そして返済請求があらましたときに円滑にその支払ができるようにいたしたい、という次第でございませう。

それからなおこの返済につきましてはいろいろ／＼細かい点の規定を要するかと思ふのでございませうが、これは大蔵省令で定めるところにいたしたい。その第七條でございませう。なお附則のほうにおきましては、先ず第一に、この法律は公布の日から三月を起さない期間内におきまして、政令の定めるところにおいて準備が整い次第施行するということの規定をいたした。あとにおきまして大蔵省がこのことを行います關係上、それに伴ひまして、その事務が行なはさるる官制の点を修正いたしますというものが、その次に規定されておるわけでございませう。それから又これに伴ひまして、在外公館等借入金評価審議会及びこの在外公館等借入金の返済の準備に關する法律案、その他の点につきまして、字句的に修正をいたさうというところを規定いたしておるわけでございませう。

甚だ大ざつぱな説明でございませうが、一応これでとどめることにいたしまして、なお御質疑等があらますればお答えすることにいたしたいと、かように考えております。

○千田正君 内容の審議に先立ちまして疑義を質したいと思ふのであります。それはこの在外公館等借入金返済の実施に關する法律案の、一応実施に對する法律の規定をこの提案の中に書いておられますが、これによつて、憲法上の疑義から言つて、個人の財産権が侵害されなかつたかどうかという問題、又これによつて打切られた以外の人たちが、国に對してその支払方の返還に對する行政訴訟を提起した場合において、この法律はどういうふうな關係を持つて行くかという、この点を明らかにして置いてもらいたいと思ふのであります。政府の御見解を表明して頂きたい。

○政府委員(石田正君) この在外公館等借入金の問題につきまして、憲法上の点についてお尋ねでございませうが、この借入金と申しますのは、これを法律的に申しました場合におきまして、現地において在外公館その他諸國体が借入をいたしましたところの事實、この事實は疑いもなく現存するといふ前提に立つておるわけでございませう。併しながら法律的に見た場合に、それが確定したところの国の債務であつたかどうかということにつきましては、これはその借入をいたすにつきます、予算、法律その他の措置を講じまして、そして國会の協賛を経て行われたものではないのでございませう。従ひましてそういう手続がとられておりません限りにおいては、國の確定債務というところは法律的には言えないのでございませう。そこでこの問題をどういふふうにしてそれでは法律的に処置するかというところにつきましては、先ず先ほど申しました第一の法制的な処置といふものは、在外公館等借入金整理準備基金法から始まつておるのでございませう。この法律におきましては、つきりいたしました点は、二点あるかと思ふのでございませう。この借入金につきましては、今申しましたような場合に、その借入に先立つて國の債務であることが一点疑い余地がない、又それに必要な手続というものが行われずしてやられたということ、それから又その当時の事情をいたしまして、これの借入金の本当に、どれだけ必要であつ

たろうかというふうな金額の点、或いはいろいろ／＼な事情がございまして、その借入金が現実に提供されるに至つたところの、供給されるところのほうのいろいろ／＼な事情、それから又その使途がどういふふう具体的に行為されたかということにつきまして、遺憾ながら事後的に見て参りますと、必ずしも明確でない点もあるものでございませうが、これはその行われした事情を考へまして、道義的に、又政治的に政府において責任を持つべきものであるといふ考へに基きまして、先ず現地通貨で表示されたとところの借入金をば、その政府が返します場合にはどういふふうな工合に返すか、どれだけ金額をどうして返すかというところは暫らく將來の決定に委ねたまま、とにかく現地通貨で表示された借入金を將來返すべき國の債務として承認して、そしてとにかく確認事務を行かうということが先ず第一に行われたわけでございませう。この第一回の法律におきまして、この現地通貨借入金というものが國の債務をいたしまして、具体的に確定の内容を以ちまして、返済條件等を定めておるかどうかという点については、まだきまつておらんという解釈を我々はとつておるわけでございませう。

それから第二回の法律に申しましたところの在外公館等借入金の返済の準備に關する法律の中におきまして、借入金の返済方法というものは國民負担の衡平の見地から公正且つ妥當な機關に基いて定められなければならないといふことで、その確定的な内容をどう定めるかについて一つの基準が与えられておるということ、それからして

それからなおこの法律の趣旨は、そういう借入金につきましては、一括してこの法律によりまして、最終的な処理をしたいというふうに考えております。なおお話がありました点につきましては、このほかにおいて行政訴訟が起つたらどうなるか、或いは民事訴訟さえも考えられるかと思いますが、それらの訴訟を提起されることににつきまして、一般にそういう不服を申されるかたへの訴訟提起権を奪うということは、法律案には何ら規定しておら

○政府委員(石田正君) この確認を、主としてこれは外務省のほうでいたしておるわけでございます。大蔵省のほうでも一枚それに加わりまして、その事務に携わつておるのでございます。その関係で御答弁を申し上げますが、外務省において行われておりますところの確認事務は、即ち先ほどの第一回の法律に規定いたしましたところのものに該当するかどうかということを確認いたしておるわけでございます。

○千田正實 これは水掛論になつてはいけないので、一応念を押しておきますが、今の内閣総理大臣であるところの吉田茂氏が、当時の外務大臣として出先在外公館に向つて当時の避難状況を考へて、恐らく当時の状況からいたしますという、各国占領軍によつて日本の在外公館の機能が一切停止された。当時海外におつた日本の居留民、若しくはその他軍隊に所属しておつた人たちとか、祖國に帰るべき何らの方途もない、而も日本人の財産というものは殆んど剝奪に等しい立場に置かれて、まさに餓死する直前においてどうしてもこれを救わなければならぬといふことで、当時の外務大臣であつたところの吉田現在の総理大臣から訓令を發して、その下において行われたものであるから、飽くまでこれは国の債務として請求するというのが現在のこの引揚者の人たちが叫んでおる問題なのであります。

それで然らばどういふ一体さういふ一託物品があつて、どういふ請求権があるのかということ、今審議会が設けられ、外務省及び大蔵省若しくは当時の關係団体の長の人たちが集まつて、

いたれと思うのであります。

○政府委員(石田正賢) このお話の点でありますが、外務大臣の訓令、これが一つの大きなモメントをなしているということはお話の通りであらうかと思ひます。ただこの全体の法律案を通じてであります。先ほだ国の確定債務ではないかという点にも関連いたしますのでございますが、細かいことを申し上げますと、この電報というものは当時外務省において在外公館のあります地域に対して發しました訓令なのであります。従つて例えて見ますと、朝鮮、或いは台灣、南洋というやうなところにおきましては、この訓令は正式に參つてないわけです。併しながらさういうことが實際伝え聞かれる、或いは又いろ／＼の人の往来によつてわかる。又それらの地域におきましてもこの在外公館の訓令が行きましたところの公館の所在地におきましても、連絡不十分等によりまして、正式な、いわゆる先ず在外公館地において、それがその管下の各領事その他に通知するといふ点について欠けるところがあります。しかも、それは事實上の連絡等があります。そうしてこの借入が行われた。そこでこの法律の大体の趣旨から行きまして、そういう点につきましては、いわゆるこの訓令が本當に行つたところの地域だけを限るということはいいたたしません。どういう事態がまあそのときの状況として行つたところが然るべきであらうか、又それを知つて、それを伝え聞いている地域は一括して処理することにした。これは法律論とは別でございます。そういう氣持論があります。それからその次にお

話の点で、そういう貸付金をいたしたものであるけれども、その証拠がなくて実際にいっては漏れるものかどうか、こういう点が一つあるかと思ひます。この点につきましては率直に申し上げますが、当時のことでは上げます。現地に於いてむづかしい事情がございます。従つてこういう内容を確定するに於いて遺憾のないような書式になつてゐるものもございまして、けれども併しその書式をいたしまして、いわゆる第三者が見ますと非常に疑問に属するものもあるわけでございます。そこでそういうようなものを外務省におきますと、この確認事務をいたす場合において、どういふふうにいたしておるか。この点につきましては、大体借入をされた当初のことも日本に帰つておられたら、大体この書式で出したのだ、或いはここに金額だけ書いてあつて、日附等も或いは例え別の紙の裏とかいふところに書いたものである。併しそれはその人の書いたものだというふうなことの話をあります。併しそれは、できるだけそういうふうなものを認めるという趣旨で進んでゐるのでございまして、ただ全然お持ち帰りにならないというものにつきましては、これは行政当局といたしましては、これを行政当局といふこともできませんのでございまして、その点におきまして遺憾の点があるかと思ひます。併しそういうふうなものにつきまして全般的に救済方法を考へるという点につきましては、これは御承知かと思ひます。でございますが、一般的に現地におきま

るのでございまして、そういうふうなものの区分その他をどういふふうにしてやるかというところが非常にむづかしいものではなからうかと考へるのであります。それから又そういうふうなものを一般にどう処置するかという点も、まだこれは極めて率直に申し上げますと、在外問題一般に関する問題を今後どうして行くかということもまだ未定でありますので、その点について私から今どういふふうな措置をするつもりかということについてお答えをいたしかねるという氣持にある次第でございます。

○千田正君 余り私から質問しても切がありませんから、ただ二点だけ伺ひます。さつき行政訴訟といふような問題が起つても、この法律は確定に規定された範囲内の法律の適用以外には拡張するわけに行かないという御説明があつて、御尤もと思ひますが、そういう場合に、或いはこの法律を一つの柄として、もう在外公館等借入金の実施に関する法律といふものができているから、この法律において一切やるのであつて、行政訴訟法にこの法律が、場合においては先行するといふ場合もあり得ると思ひますが、これはそういう場合に於いては、その法律が行政訴訟の法律に先立つものであるかどうか、そういう見解を伺ひたい。

○政府委員(石田正君) 政府がこの法律案を提出いたしましたので、ここに御審議を願ひます。意圖は、本在外公館等借入金の問題については、これによつて最終結算をいたしたいといふことが意圖でございます。そこで在外公館等借入金につきまして仮に行政訴訟が行

われまゐる場合において、これらの二つの法律、及びこの法律案といふものが若し通過いたしますならば、この三つの法律を基礎として行政裁判が行われる、これに該当する限りにおいては、……、そういうふうな我々は解釈いたしておるわけでありまして、併しなからその点についてどういふ結論が出るかといふことは、今度は判決を下される人の立場でありまして、私どもの意圖はそうでありまして、結論的なことを申し上げるわけには参らない、こ

○千田正君 理財局長の御答弁によりまして、少くとも在外公館等借入金に関する問題につきましては、たとえ行政訴訟が起つたとしても、これが先行するといふふうにとられるのですが、恐らくそういう意圖の下に政府はこの法案を出したものと我々は考へて差支えないわけですね。

○政府委員(石田正君) 政府としてはその意思であります。

○千田正君 その点を明らかにしておきたかつたのであります。

それからもう一点、五万円というところに額を決定しておりますが、これは非常に、恐らく審議の大きな問題だらうと思ひますが、各委員も相当研究しておられるのであります。これは勿論国民負担の公平から、という立場において定められたものであります。が、これは申請した人たちの平均の額が、大体この辺が一つの標準になつておるかどうか、その点を一応伺つておきます。

○政府委員(石田正君) この五万円というものが、申請されておりますときに対して、どういふふうな地位にある

かというお尋ねであらうかと思ひますが、あります。この点につきましては、私たちが先ほど申し上げたような工合に、確認請求の事務は外務省でいたしております。そこで外務省におきましていろいろその数字等を出して、やつするものを私たちは取りまして、やつておるものであるといふことを先ず御了承願ひたいと思ひます。いろいろと確認請求の件数は、大体二十万件くらいあるかと思ひます。そのうち先ほど申し上げたのであります。これは本件に該当するといふことにならうかと思ひます。大体十三万件くらいではないかと思ひます。三万件という件数を基準といたしまして、五万円未満の数字は一体どのくらいになるかと言ひますと、これはもう少し詳しく申上げたほうがいかと思ひますが、大体十三万件と申しましたが、十三万二千八百件くらいに相成るかと思ひます。全体の数字、確認されまゝ数字は十三万二千八百件のうち、五万円未満でありますところの数字は十三万五千件でございます。従つて件数の上から申しますならば、五万円未満のほうは遙かに多い、こういう結論に相成らうかと存じております。

○千田正君 百分の百三十に相当する金額という、この百分の百三十と出したのは、頗る我々は奇異に感ずるものがある。三十というのは、これは政府の親心と言ひますか、ここ六年間といふものをほつたらかしておいたから、三〇%くらい付けて、一つ利息のつもりでこれをつけてやろうという考へで、一三〇%というふうな決定したのであるが、その辺が甚だ疑問なのであります。私は若し仮にこれに不服であつたような場合においては、百三十と打切られるといふことになる、恐らく引揚げて来られて、これに非常に期待をかけた引揚者の人たちが、非常に失望するだらうと思ひます。百三十というのはどういふ氣持で一体この法案の中に盛り入れたのであるか。

○政府委員(石田正君) この問題の処理は問題だと思ひますが、非常にむづかしい問題でありまして、我々もこの法律案を作りますに於いて、いろいろと思ひ悩んだ点も多いのでございまして。ただこれは率直に申し上げますが、大体先ほど申し上げたような工合に、初めから確定的な国の債務であるかどうかといふことについては問題があるわけでありまして、その点を先ず我々は頭に置いたといふことを率直に申し上げます。それから第二に、現地通貨による借入金であります。金銭債権であるといふことを先ず第二に考へたわけでありまして、それからこれを扱ひますのに、或いは現地通貨でやつたのだから現地通貨で返したいといふやないか、こういう議論もあるかと思ひますが、これも先ほど申し上げたのであります。が、それらの現地通貨は現在存在しないといふものが多いのであります。結局日本の円によつて返すのが妥當であらうかという観点に立つたわけでありまして、それから評価の問題につきましては、これは又あとでいろいろ御質問がありまして、お答えすることにあらうかと思ひますが、借入時におきま

すところのピークをとりまして、それ

によつて日本の円で幾らであらうかといふことを定めたのが、別表の換算率表でございます。これを円で換算いたしておるわけでありませう。これはその意味におきまして換算いたしますと、現地通貨が円の額として幾らという数字が出て来るわけでありませう。それでそれはそのまま、何と申しませうか、そのままでもよいではないかという議論も他方にある、併しこの本件の審議については非常に遅れておる、遅れたのはいろいろむづかしい問題がございます。遅れたわけでございますが、とにかく遅れたといふことは事実である、そこでそれらを勘案いたしますと、これは金銭債務を一体支払うといふ場合には、遅れた場合どうするか、国の金銭債務として遅れた場合はどうするかという、こういう問題が先ず考えられるわけでありませう。で私たちの法案を作りました。これは、金銭債務で、先ほど申しましたような場合に、この法律案によつて国の債務といふことが創設的に確定するのだから、そのときから払えなければならぬという法律論もございませうけれども、併しその創設が遅れた、こういう事情は考えなければならぬ、そこで仮にこの金額をどういふふうにするか、点をどう見るかという点につきまして、若し借入といふ時を基準にいたし、或いは確定する時を基準にするといふことになりませう、この実際の支払が行われる期間といふものは、人によつて区々になつて来ると思へるわけでありませう。そういうようなことを仮に考えまして、個別的にその遅れた事情を斟酌するといふことは、殆んど事務的に不可能であらうかと思

いまするし、又妥当ではないのじやないかといふふうには、かように考えたわけでありませう。そこでとにかく終戦後すでに六年を経過しておる、こういうことを考えなければならぬ、それから又他方におきまして、いわゆる何と言ひますか、法定利息といふものが今それはどのくらいかといふと、五分といふことである、そこを勘案いたしまして、何と申しませうか、百分の百三というふうな数字を作つて、これがまあ公正妥当という気持ちに合うのではないか、公正妥当な内容をきめるというやつの一環として適當なのではないだらうか。かような気持ちであることを申上げておきます。

○千田正君　そういたしますと、この法文によると、三〇%、年五分といふものを換算した総額が五万円といふことになりませうといふと、仮に五万円を貸してある、貸したとしておると、その引揚者の人たちが五万円、更に年五分の六分年といふものもつかず、に、五万円以下の計算によつて最高の受取つたかたが五万円といふわけですね。

○政府委員(石田正君)　今一番最後のところの話方が少し不足らうと思ひますが、御了承願ふなかつたと思ひますが、結局どういふふうにお返しするかといふことは、公正妥当にきめなければならぬ、その一環といひました、い、いわゆる百分の三十を加算するといふことと、それから五万円に切るといふことを兩者併せて考えたのであります。五万円の人、仮に五万円の人があつたら、その人に利子を払わん、他の人のところに利子を払う、こういうふうな考え方はないものであります。

○千田正君　いろいろこれは慎重に議さなければならぬと同時に、この借入金を含めまして、引揚者の間に相當社会的な悲惨ないろいろ問題が起きたのであります。過去において自殺する人もあれば、当時の状態を訴えて、行政訴訟に出ようとした人、或いはいろいろな重大な問題がこの借入金をめぐつて過去の六分年といふ間といふものは、誠に言語に絶するところの社会問題が起きておつたのであります。が、なお現在に續いておる。この現状に鑑みまして、委員の皆さんも恐らく長い間この問題につきましては御検討願つておると思ひますので、いづれ逐條審議の過程におきまして皆さんの御意見を承つていろいろ政府との間に質疑応答が繰返されると思ひますので、私の質問は一応これで打ち切りたいと思ひますが、でき得るならば皆さんがたにお諮りを願つて、実際の面におきましておる多くの代表者のかたの非常にお苦しんでおられる、こういう人たちの意見も国会法の規定に基いて証人として喚問いたしまして、十分に御検討願ひたいことを要望いたす次第であります。

○内村清次君　先ほどの千田委員の質問に對して政府委員からの説明によりますと、その憲法違反の問題、それから行政訴訟に對する先行の問題、これは又私としても当時の事情から勘案いたしまして納得ができません。勿論この憲法二十九條におけるところの、財産権の不可侵の問題や、又私有財産に對するところの正当な保障の問題、これは私は重大な問題でありまして、この当時の情勢をいたしまして、先ほどの説明では、国家がいわゆる國會をして法律立法ができなかつたのだ、だからしてその憲法違反の問題も、固然たる政府の責任といふようなことも明確でないといふようなことを言つておられたのであります。が、当時の混亂の状態であればこそ、外務大臣の即ちこれを國の債務として補償するんだといふこの弁明によつて、あの混亂の中からやはり皆が財産を分けて、そうしてこれを貸付けたと、こういう事實は、これは侵すことのできな問題だらうと思ひます。ところがこの今日六年の間政府のほうではこれに何ら手を着けない、漸くにして國會が、或いは又そういうかたの熾烈な声によつて漸く立法措置がなされて來た。而も立法措置の過程において、今日出されたところのこの法案の内容を見ましても、どちらかと申しますと、底に流れる精神といふものは、やはりこれは少額の金を以て政府みずから借入金と踏み倒すような底意が生れて來る。何ら当時の状態に關係されたところのそういうかたの御意見を十分聞こうとせずして、そうして大蔵省のほうではいづゆる審議會においても、審議委員の任命に對しても或いはこの條項の中にあります五万円以下はこれを切り捨てるといふような、そういうようなことも皆底に流れておるところの精神といふものは、もろ当時の重大な事態を鎮圧したところの國の大きな債務を閉却して、そうして少額で踏み倒すといふ精神が流れておるよ様に私たちは見受けるのであります。そこで國家が立法措置をしなかつたから、ここのうきになつておりませうが、新憲法におきましては、これは公務員の、即ち損害に對してさへも、

これは賠償の責任を各人が請求するところの權利を持つておるわけですね。そうして見ますと、大臣も、次官も或いは又公務員も公務員法によつてこれは國家の公務員である、ここのうきやうな關係にあるところのかたがやつた行為といふものが、憲法の條項をこれを絕對に底意として縮小するやうな法律立法といふものが憲法違反にならなといふことは私はないと思ひます。これは納得の下にやるべき問題であつて、而も又先ほどの行政権に對してこれは先行するものであると言ひられておるけれども、憲法においてはやはり司法の分立といふものはつきり明記されておる。そうして見ますと、石田政府委員の言われたように、これは先行するといふやうなことも私はやはりあながち言われない問題ではないかと思ひます。これによつて確かにほかの問題も相當に手続上において損失をしておられるかたもある。而もこの事情は當然權利が國民にあるとすれば、法廷におきまして十分納得の行くやうな証拠、又は証人といふやうなものがたの証言がはつきりいたしたならば、やはり法律違反におきましては、政府が考えなくてはならない義務がありはせんかと私は思ひますが、この点に對しまして再度一つ御答弁をお願いいたします。

○政府委員(石田正君)　実體論と法律論と両方ございまして、大分お話の点が混雜しておつたのではないかと思ひます。法律論をいたしましては、國の債務がもうすではつきりいたしておる、法律上の債務であるといふこと

がはつきりいたしておる、一点非の打ちどころのないものを今度の法律によつて打切る、こういうものではないと政府は考へておるというのを申し上げたのであります。要するに国の債務として正式に一点非の打ちどころのないものとしてすでに成立しておるものであつて、これらの法律によりまして、国の債務ということが法的にはつきりして来るものである、かように思つておる次第でございます。それから訴訟のはうの問題でございますが、先ほど先行というお話がございましたが、これは千田先生のお話がありましたが、その先行という意味がどういう意味であるかがはつきりわかりませんでした、あえて申し上げなかつたのでございます。私の申し上げた意味は、行政訴訟、それから或いは民事訴訟もございまして、いろいろと事がある場合におきまして、いろいろと事がある場合におきましては、原告のかた、それから被告であるところの立場、それらのもののいろいろ主張もございまして、いろいろと証拠もあると思ひますが、その結果において判断されると思ひますが、併し何と申しますか、審議の過程にありまして、こういふ法律がすでに国会において通つていくというところは、これは考慮の中に入つて来るものであるか、こういうものを考えるべきか、こういうこととつては、それは一応は考へるべきものであろうか、それから又その法律を作つたときの訴訟のことを考へて見ますと、被告側でありますところの政府として、どういふ意圖であるかということ

については、こういう意圖でございまして、ということをお上げることになるであらう、こういうふうな御答弁申し上げたのであります。ああいふ裁判所におきましては、勿論独自の立場に立つて御裁断願うわけでありまして、行政府が考へておるからその通りすべきであるか、ということはないと私は考へております。

○内村清次君 その点で相当今後の問題になり、而もその点に対しては、今あなたが言われたように司法の独立のためにあえて行政がこの法律というものを先行するといふような態度でもないのだ、ということも明確になりたね。そういたしますと、今回の第二條に「外務大臣が国の債務として承認した借入金」とあります、これは一貫して流れる精神といたしまして、やがて在外公館が当時の状況としてこの公館を通じて借入れた金であるといふことはこれはもう間違いない。そのほかの金に対して、更にこの審査会が審査をしようとも考へておられないが、又借入金といふことも考へられないのです。そうして見ますと、やはり当時の外務大臣が在外公館をして借入をやつたといふ事態については、やはり国が将来においてこれを補償するのだ、戻すのだといふようなことは、これは流れておつたはずで、あなたのほうでは……立法措置がなかつたから確

金の問題につきまして、外務大臣が出した電報、これが宛先等の問題はございまして、それを受けた地方、それから受けなくとも伝えていた地域、そういうものがございまして、それに基いて言ひますか、それを見てそれを上つておる、こういうことが行われた、或いは在外公館の名前を借りたものもございまして、それから大部分はこういう自治団体の金などでございまして、そういう事実があつたことを否認するといふ意圖は毛頭ないわけでございます。

○杉山昌作君 只今局長のお話ですと、この借金は法律問題と実体の問題とは違ふのだ、法律問題としてはこの借入金返済の実施に関する法律によつて、そういう債務が創設されたのだ、この借入金返済の準備に承つたのですか、併しこれはこの前の在外公館等借入金返済の準備に関する法律を見ても、更にその前の在外公館等借入金整理準備審査会法を見ても、明らかに、この借入金返済に政府の借入金として外務大臣の認定によつてはつきり国家の債務としてできているわけである。今度の法律によつて初めて債務ができたのではない、今度の法律は債務を創設するといふような法律の意味があるのじやない、この前の返済の準備に関する法律の二條を見ても明らかに、今度の法律はただ單純に借入金の返済の方

整理準備審査会法以後、いわゆる何と申しますか、法的に見ますれば必ずしも明確でないものを国の債務として、はつきりさせて行く、ということをされて来たといふことは、私は何にも異存を申し上げるわけではないのであります。それから私は今度の法案によつてその債務が創設される、ということをお上げしておるのではないのであります。結局前の二つの法律と今度の法律案、この三つの法律案におきまして、この法律のない前の借入金でございまして、在外公館等借入金と申しま

すものが国の債務となつて参りますことが行われるのである。そうしてそれが国の債務としてはつきりなつて参りますが、それが一遍にならなかつて、段階的な経過をとつておる。確定的な内容のものとしてどういふ国の債務として、どうして返済するか、ということ、三つを通じてはつきりして参るのだ、こういうふうにお上げしておるのであります。従つてこの一番初めの法律におきまして、現地通貨の表示のものといたしまして、借入金として確認書を出すことはその通りであらうかと思ひます。併しその場合におきまして、それではどういふふうにして返すか、ということについては法律の定むるところに従ひ予算の範囲内に置く、ということが被つてゐるのであります、その点も先ほどお話がございました、今度の法律案を以て確定して参る、かように考へておる次第であります。

○杉山昌作君 いや、その通りなんです、債務は初めの準備法によつて外務大臣が確認することになつてゐるのだ、ただその債務は外債通貨を以て確

できたのだ、如何にして返すかということが今度の法律の問題であるべきは、と思ひますが、その点如何ですか。○紅雲みつ君 今杉山委員が言われた通り、私もその通り思つております。債務が国の債務として今認められたのだなんてそんなことはないはずだ。臨時法案ができたときにあれは国の債務として方法を考へたはずなんです。だから理財局長はこれまで余りおいでになりませんけれども、私も申し申しますことは、そういう国の債務である、ということは確定しております。そのに、一方に債務者のほうに五万円よりほか払わない、という、お

○政府委員(石田正君) 説明が悪かつたかと思ひますが、もう一遍詳しく申上げたいと存じます。段階が非常にありますので、そこで紛らわしくなるのかと思ひます。憲法論をやりま

たかと思ひますが、もう一遍詳しく申上げたいと存じます。段階が非常にありますので、そこで紛らわしくなるのかと思ひます。憲法論をやりま

たかと思ひますが、もう一遍詳しく申上げたいと存じます。段階が非常にありますので、そこで紛らわしくなるのかと思ひます。憲法論をやりま

たかと思ひますが、もう一遍詳しく申上げたいと存じます。段階が非常にありますので、そこで紛らわしくなるのかと思ひます。憲法論をやりま

たかと思ひますが、もう一遍詳しく申上げたいと存じます。段階が非常にありますので、そこで紛らわしくなるのかと思ひます。憲法論をやりま

たかと思ひますが、もう一遍詳しく申上げたいと存じます。段階が非常にありますので、そこで紛らわしくなるのかと思ひます。憲法論をやりま

たかと思ひますが、もう一遍詳しく申上げたいと存じます。段階が非常にありますので、そこで紛らわしくなるのかと思ひます。憲法論をやりま

認されておるのでなくて、これが支払をする方法についてこの換算の問題がある、或いは一度に払うとか年賦償還にするとか、方法の問題があるという事はわかるのです。その方法をきめたのが今度の法案なんです。そこに五万円で切るといふようなことが果してそういうような段階において行われ得るものかどうかという事です。

○政府委員(石田正憲) これは先ほど申しましたとおり、在外公館等借入金整備準備審査会法ができました場合に、あの前の二つの法律と、それから今度の法律案と合せたようなものが一遍にきまつてしまえば、御疑問はなかつたかと思いますが、そこで今の点はとにかく現地通貨で以て借りたのだ、それを国の債務で以て償還したのだ、あとはそのままにして換算する、或いは返済後どうするかという点とだけが残るのだと、こういうお考えだと思ひます。こういうお考えに對しましては、私たち政府の者の考え方は多少違つておるのであります、これは一番初めの在外公館等借入金整備準備審査会法等におきましますところの「法律の定めるところに従ひ」と書いてございまして、又「予算の範囲内において、将来返済すべき国の債務」というところにかかつておると思ひます。従つてその確認はいたしたまはするが、その確認したものをどういふふうにして返すかというところの方法ばかりでなく、中身まで法律の定めるところに従ひ、予算のあれで以てできると、かように解釈いたしておるわけでありまして、それからなお準備に關するところの法律の第二條におきまして「返済の方法」といふ言葉が使つてこ

ざいですが、国民負担の衡平の見地から公正且つ安当な金額で定めなければならぬといふことは、時期とか換算率ばかりでなく、大体どの程度において返すかと、こういうことはいふ／＼の国のそのほかにおけるところの債務と、これはまあ対外的なものもございしますし、対内的なものもあると思ひます。それから又債務でなくとも、国が責任をとられるような立場にあつて、そうしてそれが将来外国の債務として処理しなければならぬようなことになる案件は多々これからあらうかと思ひます。それらのものととの關係等も考慮いたしまして、そうして定めるものであると、そういうふうな点が今回の法律案におきまして定めんとしておる事項である、かように解しておるわけでございます。

○紅霞みつ君 この問題はなかく複雑でございます、借入れた時も違ひし、主体も違ひし、そして又この法案になつて見ますと換算率にも不備があるし、時期にも不備がある。頭打ちにも勿論不備があるといふふうに、これは相當に複雑で大きな問題であつたのでございまして、先ほど千田委員から御提案になりましたように、ここで一応當事者である各団体の代表を証人に喚問いたしまして、そして事情をも少し掘り下げてですね、委員会としては調べる必要があると思ひます。その上で更に政府には又御出席を願つてお話を進めたほうがよろしいと思ひますので、私は先ほどの千田委員の動議に賛成をいたします。

○委員(長島銀藏君) よくわかりました。

○木村守江君 私はこの法律案がいいとか悪いとか、そういうことをまあ今論じませんが、先ほどからその在外公館等借入金といふものは国の確定債務ではないといふことを申し上げておりました、この在外公館等借入金といふものが在外公館等借入金整備準備審査会において認められたものが、初めて外務大臣がこれを国の確定債務と認めるのだといふことになるのです。

○政府委員(石田正憲) 外務省で確認事務をいたしておりますが、その確認事務におきまして整備準備審査会法における借入金に該当すると、こういうふうには確認されましたものが国の債務としてだん／＼とどういふふうに戻すか、最後に戻すとしてどういふものをどういふふうに戻すか……。

○木村守江君 返す、返さないはいいのですが、これは国の確定債務、決定債務とは、在外公館等借入金整備準備審査会法によつてきめたものを外務大臣がそれを認めて初めて国の確定債務となるわけですか。

○政府委員(石田正憲) 国の債務として、現地通貨をいたしましては、確認がありますればそのときに現地通貨だけの債務になると、こういうふうには考へております。その内容の、返すことまで考えまして……。

○木村守江君 返す、返さないといふことは別なもので……、ちよつと先ほどの在外公館等借入金といふものは国の確定債務ではないといふお話でしたね、この第二條の経過を経て来たものが確定債務となるわけでありまして、か。

○政府委員(石田正憲) 御意見の通りでございます。

○木村守江君 それではその確定債務となつたものを債務者のほうですすね、幾らと打切るとは憲法違反ではありませんか。

○政府委員(石田正憲) 先ほど来申し上げておるのであります。国の債務としてですね、するかしらないかといふことは、確定債務とするかしらないかといふことは整備準備審査会法によつて始まりまして、どういふふうな国の債務としてするかといふような内容の問題につきましては、将来の問題としてあると、かように考へておるわけでございます。

○木村守江君 そうすると、この在外公館等借入金整備準備審査会法で以て結局五万円頭打ちといふように決定されたからこゝろいふような法律案ができたといふことになりませんか。

○政府委員(石田正憲) まあ政府のやつておることを具体的に申し上げますと、外務省において在外公館等借入金確認書といふものを出してあります。これはどういふかたがどういふ通貨でそうしてどういふ人に対していつ貸したかといふ項目を書きまして、これはこの法律の第一條にかかりましてこの借入金であるといふことをあれしておるのであります、また国の確定債務としてどうであるといふふうな、この何と言ひますか、確定債務といふことの内容でございまして、中身でありますね、円ですとか何で返すとかいふような内容についてははつきり書いてないのだから、大体債務と申しますことは、そういうすべの、何と言ひますか、債務を負いまして、どういふ金をどこでどうしてどういふふうにかつたかといふことが確定債務の内容かと思ひます。

○木村守江君 それではわかりました。もう一つ聞きますが、この在外公館等借入金整備準備審査会ですね、これに在外公館借入金の証書を発行しますね。その発行したやつは何でもそれは幾ら幾らと借りた金を、借りた実際の金を証書を出すのです。その証書を出したときにすでにその借入金といふものが国の確定債務となるわけじゃないのですか。(それはさうだよ)と呼ぶ者あり。

○政府委員(石田正憲) この確定といふ言葉がですね、使ひ方があれであります。国のこの借入金を国の債務として何か処理せねばならぬのだといふことははつきりいたしておるわけでありまして、どう処理するかといふ問題は、それだけではまだはつきりいたしてない、そういうことを申し上げておるわけでありまして……。

○木村守江君 私はこれが五万円に切るの、いいとか悪いとか言つてゐるのではない。ただ憲法違反であるとかないとか言うから言つてゐるのです、今あなたが言つてゐる通りに在外公館借入金証書といふものを発行して、而も換算率はこの別表にあるように換算率をきめておいて、そしてその五万円に切るのだと切つておいて、これではいふゆる私有財産に關する憲法の違反にならないといふ解釈がちよつとおかしいと思ひます。

○政府委員(石田正憲) これは第一回の法律にありましますように、法律の定めるところに従ひ、予算の範囲内において、といふ言葉があるのだから、まして、そのものを法律に定め、将来国が返す場合は、法律の定めるところに従

い、国の予算の範囲内においてということが書いてございます。若し外務省におきましてそういう事項を除いたところの債務の繰越の仕方をしたというのなら、これこそ法律違反の行為を外務省でやつた、こういうことになるのかと思ひます。

○木村守江君 それではこの国の確定債務と認められたものを、その前の法律のいわゆる国の予算の許す範囲内においてというやつに当てはめて五万円と切つたわけですね。

○千田正君 木村委員の質問は我々も同様に非常に疑問に思ふのです。それはいづゆる今の五万円に切つたというところは憲法の第三章の第二十九條に該当しないかということなんです。いわゆる個人の財産権を侵害しないか、勝手に政府が思う通りこれはもう予算の都合上どうにもならんからこの辺で打切つて、このくらいあればこれで納得してくれということ、片方で納得しなかつた場合においていづゆる憲法第三章の国民の権利と義務の第二十九條におけるところの個人の財産権の侵害にならんかということを木村委員が質問しておると私は思ふのです。その点なんです。

○森崎隆君 この問題は根本的な問題で、随分いろいろ私たちが意見を申し上げたり、又質疑したいことはたくさんございます。ただ時間の関係もございまして、特に最高責任者のかたへ、是非とも出て来て頂きまして、よくとまはつきりしたいという点もございまして、次回には是非ともこの在外公館等借入金整理準備審査会の会長さんですか、その他認定をされたその責任者のかたへ、こういうかたに御

出席を頂きまして、今日はこの審議はこのあたりにお願いしまして、ただ般にされました公聴会の問題だけは一応今日具体化されまして、そのあたりで今日御散会頂いたら如何でしょうか。

○委員長(長島銀蔵君) それでは皆さんにお諮りいたします。先ほど来千田委員並びに紅蓮委員から、只今森崎委員からも御意見がありました、この問題はなかなか、そつとやちよつとで片付かんと思ひますので、御質疑はこの程度にして頂きまして、証人喚問をどういうふうにして行くかということについてお諮りしたいと思います。来る十一月十四日水曜でございますが、この日を大体予定したいと思ふのでございまして、それから証人喚問は何名にしたいかという点につきましてまあ四、五名……七、八名とすると一日ではどうしてもいけませんので……

○木村守江君 只今の日にちと人員の問題ですが、委員長、理事にお任せいたします。やはり余りたくさんごたごたしていると聞かれないから、何かはつきり聞かれるような人をせい、四、五名くらいにして頂きたいと思ひます。

○委員長(長島銀蔵君) 只今木村君からも質疑がございましたが、それでは人数は委員長、理事に一任ということでお答えをございせんか。

○委員長(長島銀蔵君) それではさよう取計らうことにいたします。それでは日時は十一月十四日の水曜日ということに確定したいと思ひます。長時間に亘りまして有難うございました。本日はこれで散会をいたします。

午前零時三分散会

十月二十七日日本委員会に左の事件を付託された。

一、未復員者給与法適用期間延長に関する請願(第一七六号)

一、未復員者給与法適用期間延長等に関する請願(第一七七号)

一、未復員者給与法適用期間延長等に関する請願(第二六〇号)(第四四八号)

一、未復員者給与法中一部改正に関する請願(第四四九号)

一、未帰還者留守家族の生活権擁護に確立に関する請願(第四八七号)

一、未復員者給与法適用期間延長等に関する陳情(第三九号)

一、未復員者給与法適用期間延長等に関する陳情(第七二号)

請願者 富山県東礪波郡南山田村国立療養所北陸荘内 島健二

紹介議員 梅原 眞隆君

未復員者給与法の給付が本年末日をもつて、打ち切られることになるが、なお長期間の療養を要する患者は、終生療養を要する患者が大部分を占める現状において、何等の保障もなくこの法規の適用を打ち切られることは、療養患者におよぼす影響が大きいから、未復員者給与法の適用を、(一)病気が完全に治るまで保障すること、(二)ストレープマイシン・パス・附添料の制限を撤廃すること、(三)生活費を支給すること、(四)傷病者に国家公務員災害保障法に基き手当を支給すること等を実現されたいとの請願。

第二六〇号 昭和二十六年十月十五日 日受理

未復員者給与法適用期間延長に関する請願

請願者 静岡県賀茂郡田子村田子村婦人会内 山本の ぶ外四百三十二名

紹介議員 藤原 道子君

この請願の趣旨は、第一七六号と同じである。

第四四九号 昭和二十六年十月十七日 日受理

未復員者給与法中一部改正に関する請願

請願者 神奈川県横浜須賀野比二、七六九国立療養所 久里浜病院内 富水光 正外三千九百九十二名

紹介議員 紅蓮 みつ君

未復員者給与法による療養患者は、終戦以来わずか三年の医療補償のほか、何等の補償も与えられず、しかも本年末日をもつてこの保障も打ち切られることになつてゐる。しかるに、一般公務員は、国家公務員災害補償法に基き、治るまでの医療補償等が与えられているのであるから、未復員者給与法による療養患者に対しては、未復員者給与法の一部を改正して、療養補償の給与期間の延長、療養補償の制限撤廃、休業補償の適用範囲の拡大、葬祭補償、障害補償等の措置を講ぜられたいとの請願。

第四八七号 昭和二十六年十月十八日 日受理

未帰還者留守家族の生活権擁護確立に関する請願

請願者 鹿児島県議會議長 米 山恒治

紹介議員 島津 忠彦君

未帰還者留守家族の援護立法として、未復員者給与法、特別未帰還者給与法が制定されているが、このように留守家族のみを単独に取扱ふことなく、むしろ留守家族の生活権擁護確立のため戦争犠牲者国家補償法中に、(一)未

復員者の範囲を拡大すること、(二)本法に基く、本人の本俸を月額四千円にするにとともに葬祭料を七千九百四十円に引き上げること、(三)抑留地における死亡者の遺族に対して、公務員災害補償に準じて十三万三千円を支給すること等万全の援護措置を講ぜられたいとの請願。

第三九号 昭和二十六年十月十五日

受理

未復員者給与法適用期間延長等に関する陳情(二通)

陳情者 福岡県三潁郡大溝村前卒

田 中村善次郎外百四十三名

未復員者給与法の給付が本年末日をもつて、打ち切られることになるが、なお長期の療養を要する患者は、もちろん、終生療養を要する患者が大部分を占めている現状において、何等の保障もなくこの法規の適用を打ち切られることは、長期の療養を要する患者におよぼす、精神的、経済的影響は大きいから、未復員者給与法の適要を延期され、共に、現行の給付額を増額せられたいとの陳情。

第七二号 昭和二十六年十月十七日

受理

未復員者給与法適用期間延長等に関する陳情

陳情者 群馬県利根郡沼田町国立

沼田病院内群馬県国立病院患者同盟内 坂井鉄夫

外十名

この陳情の趣旨は、第三九号と同じである。

十一月二日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。

一、未復員者給与法中一部改正等に関する請願(第五三二号)(第五三三二号)

一、未復員者給与法存続等に関する請願(第五五八号)

一、海外引揚者收容のため旧軍用地および建物無償貸下げに関する請願(第五八〇号)

一、未復員者給与法適用期間延長等に関する請願(第五八九号)

一、未復員者給与法一部改正に関する請願(第六〇九号)

一、未復員者給与法適用期間延長等に関する請願(第六一〇号)

一、未復員者給与法適用期間延長に関する請願(第六四七号)

第五三二号 昭和二十六年十月十九日受理

未復員者給与法中一部改正に関する請願

請願者 栃木県下都賀郡稲葉村下稻葉三三三 福田兼一郎外千五百五十三名

紹介議員 片岡 文重君

元傷い軍人、軍属は、未復員者給与法が来る十二月末日をもつて打ち切られることになったため、治療費自弁の能力がないので症状悪化を知りつつ退院しなければならぬという悲惨な結果となるからこれら傷い者救済のために未復員者給与法打切り後も法的補償により治療し得るよう善処せられたい。なお、これが立法化までの臨時措置として生活保護法の適用対象とするとともに、日用必需品購入費として最低月千円の手当を給付せられたいとの請願。

第五五八号 昭和二十六年十月二十日受理

未復員者給与法存続に関する請願

請願者 埼玉県入間郡豊岡町町内立療養所豊岡病院内高藤次外百二十名

紹介議員 石川 榮一君

今年末で未復員者給与法が打ち切られることになっているので、現在同法の適用を受けている未復員者は非常な不安を感じているから、完全に全快するまで未復員者給与法を存続されるか、あるいは他の保障を与えられたいとの請願。

第五八〇号 昭和二十六年十月二十日受理

海外引揚者收容のため旧軍用地および建物無償貸下げに関する請願

請願者 北海道札幌市豊平町長高谷己次

紹介議員 紅露 みつ君

終戦後海外引揚者の増加に伴い引揚者の收容ならびにこれに伴う公共施設に充当のため、札幌市豊平町が借用中の大蔵省所管の旧軍用地および建物を無償貸下げられたいとの請願。

第五八九号 昭和二十六年十月二十三日受理

未復員者給与法適用期間延長等に関する請願

請願者 東京都世田谷区太子堂町一二国立世田谷病院患者療友会内 町田龜三外四百二十二名

紹介議員 片岡 文重君

現行未復員者給与法は、昭和二十六年末で打ち切られるが、引き続き療養を必要とするものが多く、また現在の国家公務員災害保障法と比べ、はなはだしく不合理であるから、未復員者給与法の適用期間を延長すると共に、範囲の拡大および療養中手当を給付する等につき考慮せられたいとの請願。

第六〇九号 昭和二十六年十月二十三日受理

未復員者給与法中一部改正に関する請願(三通)

請願者 福岡県若松市柴町八六六 六国立若松病院患者自治会内 渡部清志外七百六十四名

紹介議員 片岡 文重君

未復員者給与法は、昭和二十三年制定され、その後改正されたが、現社会情勢下においていまだ不合理で不備な点が多いから、未復員者給与法を、(一)適用期間を完治まで延長すること、(二)埋葬料の増額、(三)療養中の

余病併発に対して未復員者給与法を適用すること等一部改正せられたいとの請願。

第六一〇号 昭和二十六年十月二十三日受理

未復員者給与法適用期間延長等に関する請願

請願者 大阪府貝塚市一、五八七国立大阪療養所内未復員者給与法延期対策委員会内 桂本充雄外八十七名

紹介議員 井上なつゑ君

この請願の趣旨は、第五八号と同じである。

第六四七号 昭和二十六年十月二十四日受理

未復員者給与法適用期間延長に関する請願

請願者 東京都杉並区和田本町八七五杉並療養所患者互助会内 金澤顯雄

紹介議員 堀 眞琴君

この請願の趣旨は、第五九八号と同じである。

十一月九日本委員会に左の事件を付託された。

一、未復員者給与法適用期間延長に関する請願(第七二九号)(第八四六号)

第七二九号 昭和二十六年十月二十七日受理

未復員者給与法適用期間延長に関する請願

請願者 長野県上水内郡若槻村

紹介議員 国立長野療養所内 中
島一郎外六百五十一名
池田宇右衛門君
羽生 三七君

現行未復員者給与法の適用期間は、昭和二十六年末日で打ち切りになるが、引き続き療養を必要とする者が多いから、これ等の者が全治するまで療養できよう、本法適用期間の延長を圖りたいとの請願

第八四六号 昭和二十六年十月三十一日受理
未復員者給与法適用期間延長に關する請願

請願者 東京都中野区江古田三ノ一、一六一国立中野療養所内 永盛峰雄外九百七十名

紹介議員 岩間 正男君

未復員者給与法の給付が本年末日をもつて打ち切られることになるが、なお長期間の療養を要する患者はもち論、終生療養を要する患者が大部分占めている現状においては、何等の保障もなくこの法規の適用を打ち切ることば療養患者におよぼす影響が大きいから、未復員者給与法の適用期間を延長されると共に、適用範囲を拡大せられたいとの請願。